（国税庁長官官房付）　同　　千春月望
梁　　文馨
東京国税不服審判所横浜支所国税審判官を命ずる
（各通）
（東京国税不服審判所国税審判官）財務事務官　　矢田　公一
国税庁長官官房税務相談官を命ずる
（同）同　　木村　善晴
東京国税局調査第二部統括国税調査官を命ずる
（同）同　　柏原　秀充
立川税務署特別国税徴収官を命ずる
（同）同　　三宮　修
東京国税局課税第二部酒類業調整官を命ずる
（名古屋国税局総務部税務相談官）同　　鈴木智登志
吉田　正毅　　伊東有理子
名古屋国税不服審判所国税審判官を命ずる（各通）
（名古屋国税不服審判所国税審判官）財務事務官　　相澤　伸一
岐阜南税務署特別国税調査官を命ずる
（大阪国税不服審判所神戸支所国税審判官）財務事務官　　石根　一紀
（松戸税務署長）同　　井出　敏彦
大阪国税不服審判所部長審判官（国税審判官）を命ずる（各通）
（大阪国税局総務部税務相談室）
主任税務相談官）同　　池田　宏範
（大阪国税局総務部付）　　小杉村司　博
井上由美子　　小林　依子
大阪国税不服審判所国税審判官を命ずる（各通）
大阪国税不服審判所京都支所国税審判官を命ずる
（大阪国税不服審判所国税審判官）財務事務官　　猪亦　友貞
大阪国税不服審判所神戸支所長（国税審判官）を命ずる
（大阪国税局総務部税務相談室）
副室長（税務相談官））同　　滝川　通
大阪国税不服審判所国税審判官（国税審判官）を命ずる
（大阪国税局総務部税務相談室）
主任税務相談官）同　　後藤　眞
大阪国税局総務部税務相談官を命ずる
（大阪国税局総務部税務相談室）
（同）同　　大坪　啓文
（福岡国税局総務部税務相談室）
主任税務相談官）同　　今村　修
（同）同　　富永　生志
福岡国税不服審判所国税審判官を命ずる（各通）
（福岡国税不服審判所国税審判官）財務事務官　　佐藤　温
博多税務署特別国税調査官を命ずる
（同）同　　中原　義也
熊本国税不服審判所部長審判官（国税審判官）を命ずる
（熊本国税不服審判所国税副審
判官）同　　福永　秀昭
熊本国税不服審判所国税審判官を命ずる
（熊本国税不服審判所国税審判官）財務事務官　　永留　広人
熊本国税局総務部税務相談室主任税務相談官を命ずる
（四谷税務署副署長）同　　佐和田充広
国税不服審判所沖縄事務所国税審判官を命ずる（以上七月十日）
（国税不服審判所沖縄事務所国
税審判官）同　　島袋　義弘
那覇税務署特別国税調査官を命ずる（以上七月十日）
（大阪国税不服審判所神戸支所
国税審判官）同　　東北　篤
大阪国税局調査第二部統括国税調査官を命ずる
（税務大学校広島研修所幹事）
同　　中岡　肇
（大阪国税不服審判所神戸支所
国税副審判官）同　　下仮屋　守
坂口　聖子
広島国税不服審判所国税審判官を命ずる（各通）
（広島国税不服審判所国税審判
官）財務事務官　　山根　薫
税務大学校広島研修所幹事を命ずる
（同）同　　田中　正人
広島国税局総務部税務相談室主任税務相談官を命ずる
（高松国税不服審判所国税副審
判官）同　　泉川　良文
植岡　由美
高松国税不服審判所国税審判官を命ずる（各通）
（高松国税不服審判所国税審判
官）財務事務官　　所谷　良祐
高松国税不服審判所管理課長を命ずる
（福岡国税局総務部税務相談室
主任税務相談官）同　　大坪　啓文
（同）同　　生志
福岡国税不服審判所国税審判官を命ずる（各通）
（福岡国税不服審判所国税審判
官）財務事務官　　佐藤　温
博多税務署特別国税調査官を命ずる
（同）同　　中原　義也
熊本国税不服審判所部長審判官（国税審判官）を命ずる
（熊本国税不服審判所国税副審
判官）同　　福永　秀昭
熊本国税不服審判所国税審判官を命ずる
（熊本国税不服審判所国税審判
官）財務事務官　　永留　広人
熊本国税局総務部税務相談室主任税務相談官を命ずる
（四谷税務署副署長）同　　佐和田充広
国税不服審判所沖縄事務所国税審判官を命ずる（以上七月十日）
（国税不服審判所沖縄事務
所国税審判官）同　　島袋　義弘
那覇税務署特別国税調査官を命ずる（以上七月十日）

公　　告

諮　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１０７７４号

東京都中央区日本橋本町１丁目３番２号
債務者　株式会社Ｃ３Ｃ
代表者代表取締役　小海　信一
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　幸朗
4　破産債権の届出期間　平成25年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月16日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７７５号

新潟県新潟市東区下山３丁目1407番地１
債務者　有限会社在宅福祉センターひまわり
代表者代表取締役　大野百合江
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊田　泰士
4　破産債権の届出期間　平成25年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月17日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８１４号

東京都千代田区飯田橋２丁目９番３号
債務者　日本広報工芸株式会社
代表者代表取締役　光股　　亨
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長沢美智子
4　破産債権の届出期間　平成25年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月17日午後３時

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７９２号

東京都豊島区北大塚１丁目33番27号
債務者　株式会社ＴＯＭＯ企画
代表者代表取締役　小久保　聡
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　博哉
4　破産債権の届出期間　平成25年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月16日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７９５号

東京都江東区南砂３丁目５番12号
債務者　有限会社惣菜倶楽部
代表者取締役　増澤　　智
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西牧　佑介
4　破産債権の届出期間　平成25年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月16日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７９８号

東京都中央区勝どき３丁目４番６号　ニュー勝どきビル
債務者　金良食品株式会社
代表者代表取締役　金田祐加子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊田　泰士
4　破産債権の届出期間　平成25年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月17日午前10時

東京地方裁判所民事第20部